

長水バレーボール協会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は長水バレーボール協会（以下本協会）という。

(目的)

第2条 本協会はバレーボールの普及発展に努め、体育文化の伸長に寄与することを目的とする

(組織)

第3条 本協会は、第2条の目的に賛同する長野市・上水内郡に住居又は勤務地が所在するバレーボール競技団体および愛好者の会員をもって組織する。

(事務局)

第4条 本協会の事務局は会長が指定するところにおく。

第2章 事 業

(事業内容)

第5条 本協会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) 技術の研究・指導者の養成
- (3) その他必要と認める事業

第3章 役 員

(役員)

第6条 本協会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
副理事長	若干名
常任理事	若干名
理 事	若干名
監 事	2名

2、このほか必要に応じ、名誉会長・顧問・参与を置くことができる。

(会長)

第7条 会長は総会において推挙する。

2、会長は本協会を代表し、会務を統括する。

(副会長)

第8条 副会長は、総会において推挙し、会長が委嘱する。

2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

(理事長・副理事長)

第9条 理事長・副理事長は理事会の推挙により会長が委嘱する。

2、理事長は本会の業務を統括する。

3、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。

(常任理事)

第10条 常任理事は理事会において選出し、会長が委嘱する。

2、常任理事会は、本会の業務を執行する。

(理事)

第11条 理事は総会において選出し、会長が委嘱する。

2、理事は、本会の必要事項を審議決定する。

(監事)

第12条 監事は総会において決定し、会長が委嘱する。

2、監事は事業および会計を監査する。

(名誉会長・顧問・参与)

第13条 名誉会長・顧問・参与は総会の同意を得て会長が委嘱する。

2、名誉会長・顧問・参与は会長の諮問に応じる。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第4章 専門委員会

(委員会)

第15条 本協会に次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 指導普及委員会
- (5) 強化委員会

2、前項各号のほか必要に応じ委員会をおくことができる。

(構成)

第16条 委員会は、委員長1名、副委員長若干名、委員若干名で構成する。

(選出)

第17条 委員長・副委員長および委員は理事会で決定し、会長が委嘱する。

(業務)

第18条 委員会は次の各号に定める業務を処理する。

- (1) 総務委員会
組織、渉外、予算、会議、報道、表彰、規約、庶務、その他の委員会に属さない事項。
- (2) 競技委員会
競技規則、競技日程の作成、企画、準備、会場、運営、競技記録、使用球、用具類、その他競技に関し必要と認められる事項。
- (3) 審判委員会
審判技術の統一研究、審判員の指導養成、その他審判に関し必要と認められる事項
- (4) 指導普及委員会

技術の研究、普及、指導員の養成、派遣、公認指導員の推薦、その他必要と認められる事項。

(5) 強化委員会

競技力の向上、選手養成、上級指導員の養成、その他必要と認められる事項。

第 5 章 会 議

(会議)

第 19 条 本協会に次の会議を置く。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会
- (3) 常任理事会
- (4) 委 員 会

2、総会は必要に応じ会長が召集し、重要事項を審議決定する。

3、理事会は会長が召集し、本協会の事業について協議する。

4、常任理事会は、必要に応じ理事長が召集して、総会・理事会の決定事項を審議・執行する。

5、委員会は、理事長の承諾を得て専門委員長が召集する。

第 6 章 雑 則

(加盟)

第 20 条 本協会へ加盟する者は、別に定める手続きを経なければならない。

2、会員は協会運営に責任を持ってあたることを義務とする。

(経費)

第 21 条 本協会の経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 登録料
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 大会参加料
- (5) その他

(会費)

第 22 条 会員は登録料を当該年度の 4 月末日までに収めなければならない。

2、収めた登録料は、理由の一切を問わず一切返還しない。

3、登録料は毎年の総会で決定する。

(会計年度)

第 23 条 本協会会計年度は、4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

付 則

この規約は、平成 3 年 3 月 31 日から施行する。

長水バレーボール協会内規

1 理事の選出区分

- (1) 長野市・上水内郡の各地区選出理事は、原則として会員5名に1名とする。
- (2) 各団体選出理事は、次の各号による。
 - ア 高体連 3名
 - イ 中体連 3名
 - ウ 実連 1名
 - エ 家婦連 1名
 - オ 小連 1名
 - カ ソフト連 1名
- (3) 県協会の役員（評議員以上）
- (4) このほか、会長が必要と認めた理事

2 加盟

- (1) 個人加盟（愛好者）は、加盟届（別紙）に必要事項を記入し、登録料を添えて協会事務局へ登録する。
なお、引き続き加盟する場合は、毎年会費のみ納入する。
また、(財)日本バレーボール協会・(財)長野県バレーボール協会公認の各種資格を取得する場合は、本協会に加盟しなければならない。
- (2) チーム加盟は、毎年4月末日までに、加盟届（別紙）に必要事項を記入し、登録料を添えて協会事務局へ登録する。
- (3) チーム加盟の場合は、1チーム1会員とし、チームの代表者を会員とする。
- (4) 個人加盟・チーム加盟とも、新たに加盟する場合は、前期(1)(2)にもかかわらず、随時加盟することができる。